



～成年後見制度をご存知ですか？～

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々に代わって、代理人（成年後見人など）が財産管理や生活に必要な契約を行い、本人が安心して生活できるように支援する制度です。

* 不動産や預貯金などの財産管理

例

* 介護サービスや施設入所に関する契約

* 本人が誤った判断で結んだ契約の取り消し など



成年後見制度を大きく分けると・・・

●判断能力が不十分になる前に → 任意後見制度

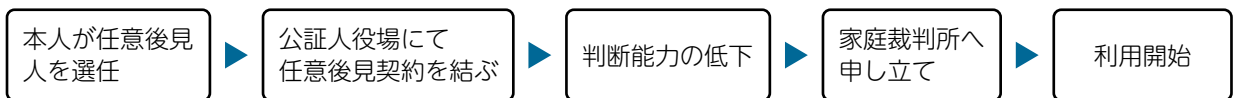
将来、判断能力が低下する前にあらかじめ「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」を契約により決めておきます。

●判断能力が不十分になってから → 法定後見制度

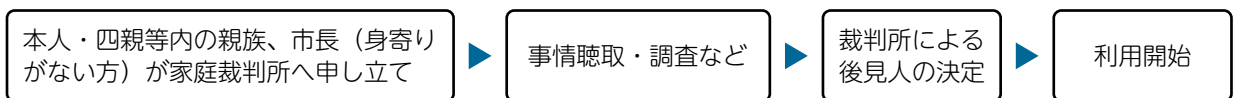
家庭裁判所によって、選ばれた成年後見人などが本人の利益を考えながら、本人を保護、支援します。

成年後見制度のおおまかな流れ

任意後見制度



法定後見制度



相談や詳細については、下記へご連絡ください。

問合せ

- 小城・三日月地区の方 おたっしや本舗小城北（小城市役所別館：旧改善センター内） ☎73・2172
- 牛津・芦刈地区の方 おたっしや本舗小城南（ひまわり内） ☎66・6376
- 小城市役所 福祉課（西館1階） ☎37・6107